

報告第13号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月1日提出

加東市長 安田正義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第9号	平成29年11月16日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第9号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月16日

加東市長 安田正義

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は相手方の自動車の修理費の10割を支払う。

3 損害賠償の額 244,296円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 平成29年10月22日 午後2時頃

(2) 事故発生場所 加東市上中447番地駐車場

(3) 事故の内容 立てかけていた投票所看板が台風による強風にあおられ、投票に訪れていた相手方の軽自動車に当たり、車側面のドア等が3箇所損傷した。